



令和7年10月23日

栃木地方最低賃金審議会

会長 藤 井 亮 二 殿

栃木地方最低賃金審議会

栃木県塗料製造業最低賃金専門部会

部会長 那須野 公人

栃木県塗料製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和7年8月21日、栃木地方最低賃金審議会において付託された栃木県塗料製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員

くろかわ きょうこ
黒川 享子

部会長

な す の きみと
那須野 公人

部会長代理

むらおか けいいち
村岡 啓一

労働者代表委員

きくち まさと
菊池 真人

さとう ゆうた
佐藤 雄太

すずき てつや
鈴木 徹也

使用者代表委員

いしかわ よしひろ
石川 欣弘

すずき けんじ
鈴木 健治

やなぎた たけひろ
柳田 岳大

栃木県塗料製造業最低賃金

1 適用する地域

栃木県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で塗料製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が塗料製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- （１）18 歳未満又は 65 歳以上の者
- （２）雇入れ後 3 月未満の者であって、技能習得中のもの
- （３）清掃、片付け、賄い又は雑役の業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1 時間 1,159 円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和 7 年 12 月 31 日

栃木県塗料製造業最低賃金専門部会審議経過概要

回	開催年月日	調 査 審 議 事 項
1	令和7年10月21日	1 部会長及び部会長代理の選出について 2 専門部会運営規程について 3 関係労使からの意見聴取について 4 金額改定について 5 今後の審議日程について
2	令和7年10月23日	1 金額改定について 2 専門部会報告書(案)について 3 答申文（案）について